

## 令和4年度一般会計予算の附帯決議及び対応方針について (古民家移築関連)

### 附帯決議 1

善意の第三者である古民家寄附者の意思を損なわないようにするため、早急に撤去、保管し、整地すること。

### 対応方針

#### 1 寄附者対応について

令和4年度に古民家解体設計及び移築設計を行う。令和5年度に建物を撤去し、整地した後、できる限り早く所有者に土地を引き渡す。

#### 2 移築工事について

解体した部材については、古戦場公園の西側ゾーンに仮置きし、令和6年度以降に再利用可能な部材をできる限り活用した工法で、古民家の移築工事を進めたい。

### 附帯決議 2

古民家移設場所は、古戦場公園一帯に限定せず、ジブりの世界観とその風景を考えるとすれば、東山地区も視野に入れて検討すること。

### 対応方針

#### 1 移築場所について

東山地区と仮定した場合、用地購入、造成工事、インフラ整備等の費用が必要となる。移築場所によっては、建築基準法に適合した道路整備のほか、イノシシ等の鳥獣害対策が必要となり、別途事業費の増加が見込まれる。また、文化財に値する建物を人里離れた場所で、適切に管理運営することは困難である。

したがって、移築場所は古戦場公園とする。

#### 2 ジブりの世界観について

古民家を含め西側ゾーンに、多くの樹木を植えることで、自然との共生とどこか懐かしさを感じさせるジブりの世界観を再現したい。

令和4年9月21日(水)  
令和4年第3回長久手市議会定例会  
総務くらし建設委員会所管事務調査  
生涯学習課説明資料

### 3 長久手の歴史民俗学習について

(1) 古戦場公園で完結させる。

(2) 西側ゾーン

歴史民俗資料の展示及び長久手の伝統的な暮らしを体験することができる歴史民俗資料館を整備し、古民家はその附帯施設とする。

(3) 東側ゾーン

国指定史跡長久手古戦場に関する解説、展示及び案内機能を持ったガイダンス施設を整備する。

### 附帯決議 3

市民及び議会に対して、再度古民家の移築場所も含む活用の在り方を説明すること。

### 対応方針

#### 1 古民家の活用について

農業が暮らしの中心であった昔の生活を知らない市民に対し、農機具や家財道具を活用した展示のほか、碾き臼、わらじ作り等の体験をすることで、郷土への愛着と誇りを育んだり、あまりエネルギーを使わず、ごみも出さなかった昔の生活を学習したりする施設とする。

#### 2 施設配置の見直しについて

長久手の歴史を一体的に学習することができるように見直し、西側ゾーンに分散して整備する予定であった納屋、収蔵庫及び体験施設の展示機能を1つに集約し、歴史民俗資料館として整備する。

#### 3 古民家の位置づけと市民参画について

古民家は、歴史民俗資料館の附帯施設に位置付け、移築にあたっては、市民参加型の工法とする。